

「首都高速道路の料金改定案」について

首都高速道路株式会社は、首都圏の経済・生活を支える重要インフラである首都高速道路ネットワークの着実な整備を進めながら、24時間365日にわたって安全・安心・快適な道路サービスの提供に努めています。

しかしながら、近年の急激な労務費・材料費の高騰や激甚化する災害などにより維持管理コストが上昇しており、今後も引き続きお客様に安全安心な道路サービスを提供しつつ、維持管理業務に従事しているエッセンシャルワーカーへの適正な労務費の確保・行き渡りを確保していくため、料金の改定を行うものです。この度、首都高速道路株式会社及び日本高速道路保有・債務返済機構において2026年10月からの首都高速道路の料金改定案を作成しましたので、お知らせします。また、本案に対して、国民の皆様から意見を募集します。

○首都高速道路の料金改定案の全体概要

1. 改定後の首都高速道路の新たな料金と割引

改定後の首都高速道路の料金と割引については、下記の通りとします。

① 基本料金

現行の料金では、対距離制を基本とした料金体系を導入していますが、今回の料金改定では、車種区分ごとの1kmあたりの料金を見直すこととします。普通車の場合で約3円の改定（29.520円/kmから32.472円/km（1割引き上げ））をすることとし、その際、上限料金距離55.0km及び下限料金（普通車：300円）は維持することとします。

具体的には、引き続き、ETC車は利用距離に応じた料金（普通車：下限料金300円、上限料金2,130円）を適用することとし、非ETC車は、区間最大料金（普通車：2,130円）を適用することとします。ただし、放射線の下り方向の利用等については、入口から利用できる最大の料金距離を適用します。

② 割引

現行の割引のうち、国民生活や経済活動を支える物流業界などを支援するため、大口・多頻度割引の割引率拡充措置を2026年4月から2031年3月末まで5年間延長するとともに、都心部の交通集中を回避することを目的とした都心流入割引及び都心流入・湾岸線誘導割引についても、同様に2026年4月から2031年3月末まで5年間継続して実施することとします。

なお、都心流入割引及び都心流入・湾岸線誘導割引については、料金算定の基準となる料金距離設定に変更はありませんが、料金改定により、1kmあたりの料金が見直しとなるため、割引後の料金が変更となります。

皆様からのご意見を伺った後、国土交通大臣へ申請等の手続きを実施します。